江戸時代の災害文化を考える

— 弘化3年(1846) 江戸水害の避難者名簿から ——

渡辺 浩一

(人間文化研究機構国文学研究資料館/総合研究大学院大学文化科学研究科)

1. はじめに

最近の大雨や短時間強雨が地球温暖化の直接の影響であるかどうかは難しい問題であるようだが¹⁾、いずれにせよ毎年のように多くの死者を出す水害が発生するようになってきた。私たちが水害に向き合うときの参考にするために、過去の災害文化²⁾を理解しておくことが必要になるだろう。

また、気象イベントの一つである台風への人間社会の対応を検討することは、本研究における文献史学の役割のひとつであろう。そこでは江戸時代の特徴を押さえることと、そのうえで変化を把握することが重要である。本稿では、避難のあり方に関して若干の史料紹介を行なう。

ニューズレター3号の小文「江戸時代における避難所での出産」では、1846年の江戸の水害で、避難所とされた郷宿(地方の裁判・行政関係者のための宿泊施設)での出産のエピソードを紹介した。出産した女性は、深川北松代町裏町の店借梅吉の妻でつである。彼女を、郷宿の収容人数669人のなかに位置づけてみたい。といっても、669人全員の名簿が現存するわけではない。その前提となる救助者名簿の一部が残されているだけである。それでも、彼らはどのような人びとで、どのように救助されてきたのかを探ってみたい。

その目的は、現代と異なる避難者像を提出することであり、とくに女性と子供に注目することとなる。

2. 江戸水害の避難者

1846年水害の避難者名簿を理解するために、それ以前の避難の様相をかいつまんで説明しておきた

13) o

まず、江戸水害の概要を説明する。江戸のなかで も 17 世紀半ば以降に低湿地に開発された本所・深川 地域は、関東地方とくに利根川・荒川水系流域に大 雨が降り、権現堂堤をはじめとするいくつかの地点 が破堤すれば、ほぼ確実に洪水に見舞われることに なる4)。その頻度は数年から数十年に一度であって、 1671年 (寛文 11)、1680年 (延宝 8)、1728年 (享保 13)、1742 (寛保 2)、1786 年 (天明 6)、1846 (弘化 3)、1865, 1868年(慶応元、4)には水害となった5)。 17世紀前半にないのは、最も水害に弱い深川地域に 人があまり住んでいなかったからである。その後、 1657年(明暦3)の大火以後本所・深川の低湿地の 計画的開発が進み、この地域が頻繁に水害に見舞わ れるようになったのである。これらの水害は、都市 を意図的に拡大する際に水害危険性の回避を最優先 にしなかったことが基本的な要因である。それより も、支配者の意図以上の急激な人口増大による武家 地と町人地の不足という問題を解決し、かつ水運と いう物資輸送の利便性をはかることが優先されたの である。すなわち、人間が形成する社会と国家によ る自然改造が災害の前提に存在したということであ

また、隅田川は浅草側の日本堤の方が東岸の堤防よりも高くつくられている。本所・深川地域よりも隅田川西岸を守ることが優先されていた。これは土木技術が限られているなかでの知恵であり、川の片側で水を溢れさせることによって逆側の地域を守ることができるのである。このような例は日本各地に見られる。例えば木曽川河口付近では、尾張藩側の堤防の方が高くつくられている。

洪水は江戸時代であっても予想可能である場合が

ある。本稿で紹介する 1846 年水害もそうであるが、 江戸から離れた上流地点の破堤が原因である場合、 洪水が江戸に到達するまでに 1 日以上の余裕がある。 そうした場合は洪水を迎える準備が可能である。具 体的には、梁の上に板をわたして家財道具を載せたり、人が避難する空間を設けたりすることである。 それ以上に水位が上昇する場合には、屋根を破って 屋根上に避難することができる。したがって、予想を超えた急激な増水でなければ死者は少ないことが多いようである。それでも 1742 年と 1786 年の水害は千人単位の死者が出ていると推測できる。

1742年も1786年のときも浸水は軒の高さ以上の浸水が数日間続いたため、そのような地域の人びとは屋根上や2階で1週間から10日ほど避難生活を送ることになった。これに対して、町奉行所などの助船のが食糧・水を供給するとともに、一部の人間を隅田川西岸に船に乗せて避難させた。救出された避難者は、大火・飢饉・地震のときと同様に設置された御救小屋という避難所に収容された。自力で御救小屋にいく被災者も多数いたであろう。

救助船は、町奉行所だけが出したのではない。そのほかには、①幕府御船手方(水軍)の船および船手方が徴発した船、②勘定奉行支配下の川船奉行や鶴氏(川船奉行廃止後の川船統制者)が調達する船、③有志の町人や武士による助船、があった。つまり、幕府は公的な組織としては三つの部署から救助船を派遣したことになる。③には目立つものとして三井越後屋(のちの三越百貨店)や白木屋(のちの東急百貨店)のような豪商がみずから船を仕立てて、自分の幟をかざしつつ救援・救助するといったような例も含まれる。

これら全ての救助船が何艘出て何人が救助されたのかという全体像は史料の制約があり判明しない。江戸町奉行所の救助船のみ数値が判明するので、表1に提示する。1742年のときは1218回救助船が出動して、8日間で3357人が救助されている。1786年の場合は205艘の船が出動して6日間で5133人を救助した。当時の本所・深川地域の町人人口は4万4千人前後であるので、その割合としての多さを理解できるだろう。ちなみに、1742年のときに川船統制者である鶴氏が江戸の町人地から調達した船だけでも

1110 艘、周辺農村地帯の川筋から集めた船も含めると4130 艘という数字が残されているので、町奉行所による救助は全体のなかで大きな割合を占めるというわけではない。

ここでは男女・子供⁷⁾ 人数に注目して表を見てみたい。第一に 1742 年の際には子供人数を集計していないが、1786 年では集計したという違いがある。第二に、1742 年の場合は、毎日の救助人数の男女比が全体の男女比と異なる日がさほど多くない。それに対して、1786 年の場合は、子供の救助が初日(水害発生6日目)に集中しており、また女性の救助も初日が最も多い。さらに二日目は男と女がほぼ同数となっている。全人口としては成人男性の数が多いのだから、この表からは、初日に成人男性が多いなかでも子供の救助が優先され、二日目(水害発生7日目)には女性の救助が優先されたと読めるだろう。

とすれば、1742年の場合は、町奉行所に子供の救助に関して特段の注意が存在しなかったが、1786年の場合はそうではなく、子供に行政上の関心が発生しているといえる。また、1742年のときは実態として子供の救助が優先されたか否かはわからないが、1786年になると子供と女性の救助が優先されたことが観察されるのではないだろうか。

この点は、18世紀の半ばから19世紀にかけて、人間の命、とくに女性と子供の命への関心が社会的な広がりを見せてくるという倉地克直氏の議論と関係してくる可能性がある⁸⁾。そうした点も含めて、子供と女性の救助が優先されるというのは具体的にはどういうことなのか、この変化は19世紀に入ってどのように推移するのかを、1846年水害の避難者名簿から考えてみたい。

3. 弘化 3 年 (1846) 江戸水害の 避難者名簿

最初に、1846年水害の概況を述べる。弘化3年の6月は雨の日が多く、とくに11、12、15、18日に大雨が降ったという。27日にも大雨が降り、埼玉郡川俣村の堤防が決壊したため、江戸では6月晦日に洪水となった。本所全域と深川の一部が浸水したとい

表 1 1742年 (寛保 2) と 1786年 (天明 6) の助船

寛保2年

水害発生日	8月1日	助人数	男	女	船数	助人無 之船	(町船)
5日目	8月5日	668	414	254	71	0	71
6日目	8月6日	1734	1082	652	222	30	192
7日目	8月7日	272	192	80	173	106	67
8 日 目	8月8日	110	49	61	154	126	28
9 日目	8月9日	109	52	57	159	130	29
10 日目	8月10日	244	153	91	135	80	55
11 日目	8月11日	212	166	46	176	70	106
12 日目	8月12日	8	5	3	128	106	22
	合計	3357	2113	1244	1218	648	570

典拠;『江戸町触集成』5(塙書房、1996年)6631

天明6年

水害発生日	7月13日	助人数	男	女	子供	町船	役船
6日目	7月18日	2641	1380	588	673	91	10
7日目	7月19日	876	382	381	113	50	8
8日目	7月20日	366	169	171	26	31	
9 日目	7月21日	108	47	47	14	18	
10 日目	7月22日	45	28	12	5	6	
11 日目	7月23日	77	42	27	8	9	
	合計	4113	2048	1226	839	205	18

典拠;『東京市史稿 産業篇』30 (東京都、1976年) p291

う。そのあと7月6日の晩から7日にかけても大雨が降り、今度は淵江領長左衛門新田の中川堤が決壊したため、江戸では9日に洪水となった。本所・深川の全域が浸水したという⁹⁾。ただし、隅田川西岸の日本堤を越えることはなかったので、浅草地域は浸水しておらず、被害は本所・深川地域にほぼ限定された水害であった。このように、1742、1786年水害に比べれば、かなり規模の小さい水害である。

これから紹介する史料の出典は、『旧幕府引継文書』¹⁰⁾ 810-6「大川通出水一件」3冊であるので、ここから説明を始めなければならない。これは、一見迂遠なように見えるが、史料批判という歴史学特有の必須の手続きである。

表2に「大川通出水一件」3冊の構成を示した。この帳簿全体のタイトルは1冊目の内表紙からとられている。

1冊目の内表紙には「年番方」とある。年番方と は、江戸町奉行所内部の組織名称であり、全体の統 括部局である。江戸町奉行所の本源的な任務は治安 維持であり、スタッフである与力・同心(約500名) は原則として全員がこの任務に付いた。それを「番」 という。しかし、江戸時代の間に行政的業務が増大 してくると、つぎつぎと係が新設され、一部の与力・ 同心はそれを兼務した。例えば、享保改革のときに 小石川養生所が開設されると「養生所廻り」という 役職ができた。このころの部局の種類は10程度で あったが、その後18世紀末から急激に増大し、この 1846年の時点では40以上になっていた。こうした行 政的な係の業務が繁忙になると「番」が免除される ようになったため、一面では江戸町奉行所は一般行 政組織のようでもある。説明を省略している裁判機 能も含めると、江戸町奉行所は警察が一般行政と司

	1	2	3
外表紙年代	弘化	弘化	弘化
外表紙標題	大川通出水一件 一	大川通出水一件 二	大川通出水一件 三止
外表紙部局	年番	北年番	年番
内表紙年代	弘化三午年七月	弘化三丙年 午七月	午七月
内表紙標題	大川通出水一件	出水日記	出水出役触綴込
内表紙部局	年番方	北年番方	年番
小口	大川通出水一件 弘化 一	大川通出水一件 弘化 二	大川通出水一件 弘化 三
内容	<外部組織との往返文書> 北年番方での授受文書の写し。 勘定奉行や御船手方、および両 町奉行同士のやりとり。町触。	<組織の日記> 北年番方の日記。「小名木川出 役日記 北組」、ほか。	<組織内部での往返文書> 北年番方で授受した原文書の綴り。本所・深川へ派遣した与 力・同心とのやりとり、ほか。
備考			横長帳・地図の袋1点末尾に 綴じ込み

表 2 1846年(弘化3)「大川通出水一件」の構成

法も担っているとイメージするとわかりやすい。

話しを元に戻せば、この帳面は「年番方」という 部局の文書の一つである。もっとも、江戸町奉行所 は南北二つあり、一月交代で届け出や願を受け付け ていた。その両方は、それぞれに全く同一の組織を もっていたから、どちらの年番方であるかが問題で ある。この点は表1のなかに「北年番方」とあるの で、北町奉行所の年番方であることが分かる。

ただし、現状が近代に入ってからの合綴である可能性もある ¹¹⁾ ので、念のために検証しておく。3 冊目の表紙には組織名称も「年番」としか記されていないが、その概要は以下のとおりである。前半は都築十左衛門・谷村源左衛門から各所へ出張している与力数人への廻状原本の綴りである。都築と谷村は『町鑑』 ¹²⁾ で北年番であることが確認できる。また、最後の方は都築・谷村あての与力書状写しが多い。したがって、これも北町奉行所年番方の簿冊であることが確定できる。したがって、これから検討していく避難者名簿は、北町奉行所の年番方で作成された文書である。

この3冊のなかに避難者名簿は3つ含まれている。

- A「大川通出水一件」1、コマ109~113¹³、深川猿 江裏町の12組28名の避難者名簿
- B「大川通出水一件」2、コマ115-154、標題は「助船にて召連候名前書」、7月付けの竪帳。

C「大川通出水一件」3、コマ211-244。168名分の避難者名簿。簿冊の末尾に綴じ込まれていた袋のなかにある表紙のない横長帳¹⁴⁾

AはCに含まれているので無視してよい。BとC には重なる部分とそうでない部分がある。

Bの方は年齢情報を欠き21人分の重複があり字体も乱雑であるので、Cをまず集計した。それが表3である。Bに記載され、Cに記載がない避難者については年齢情報を欠くため項目立てを同じにできないので、別に表4を作成した。

つぎに、Cの記載形式を紹介する(図1)。この史料は以下の情報要素がある。それは、①救助日時、②救助理由もしくは希望避難先、③住所、④階層、⑤戸主との続柄、⑥名前、⑦年齢、⑧町単位の合計、である。①②は記載がない場合がある。②は記載がある場合には、「親類や身寄りの者がいないといっている(一同親類・身寄之者無之旨申立候)」「身寄りの者は川や堀沿いに住んでいて避難先にはならないといっている(一同身寄之者共水辺之者ニ而便方無之旨申立候)」という類いであるか、そうでなければ、例えば「浅草三間町の家主」のある嘉兵衛の所へ行きたいといっている(浅草三間町家主嘉兵衛方へ参度旨申立候)」というように希望避難先の住所と名前が明記される。前者が129人で圧倒的に多い。後者はわずか12人である(残りは不明)。つまり、親類

や身寄りなど個別に避難先を確保できない場合にの み、町奉行所という公的な組織による救済の対象と なったことが窺える。

また、Bでは身寄りがない者のうち、町人地居住

3

5

2

1組

人数合計

組数合計

者のほぼ全員について「町会所え引渡ス」との注記がなされている一方、柳島新田と小金井村の百姓については「馬喰町御用屋敷へ引き渡す」と注記されている。町会所とは1791年(寛政3)に設立された、

168

2

	単身高齢者		高齢夫妻	父母子	母子	父子	単身成人		成人家族		合計	備考
	男	女					男	女	男	女		*町方は全員店借
深川猿江裏町					23	2		3			28	母子8組
深川六間堀代地町				6							6	2 家族、盲人
深川元町代地					2						2	植木屋母弟
南本所出村町		1	2		8						11	母子3組、船乗母弟妹、 そば売母、日雇妻
本所永隆寺門前					4		1				5	
本所長崎町	1										1	盲人
本所吉岡町一丁目				5								1家族
本所吉岡町二丁目	2	1		13	24		1	1			42	父母子3組、母子8組
本所吉田町一丁目					33			3		2	38	母子 11 組
本所吉田町二丁目					2		2				4	
中ノ郷代地町		1			3						4	
本所三笠町								1			1	尼
亀戸町		2		4	5		3	3	3		20	母子2組、病人2名
本所柳島町					3						3	
葛飾郡柳島村					3						3	百姓妻子
葛飾郡柳島新田							2				2	百姓倅、百姓同居

表3 1846年(弘化3)水害の避難者(年齢判明分)

表 4 1846 年(弘化3) 水害の避難者(年齢不明分)

6

11

3

2組

110

38 組

28

6組

	母	妻	父母子	母子	単身男	単身女	男2人	夫妻	合計	備考
亀戸境町		1	3	15	1	1			21	母子6組
亀戸町	1	1	34	32		1	2	2	73	父母子8組、母子10組
柳島町				3	1			2	4	
柳島新田					2				2	
小村井村				3					3	
人数合計	1	2	37	53	4	2	2	4	103	
組数合計	_	_	14 組	18 組	_	_	2 組	2 組	_	

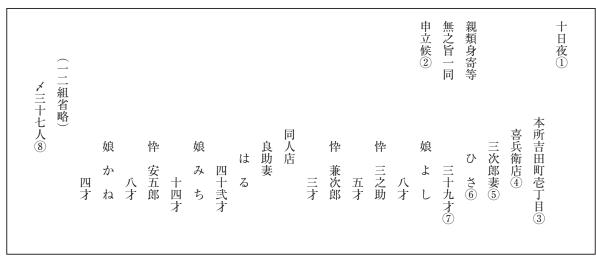


図 1 21 丁目表 15)

江戸の窮民救済組織のことである。この組織については、先行研究において幕府の資金一万両と町入用の節約分の7割を原資とした備荒貯蓄がなされ、災害時の窮民救済が行なわれるとともに、低利融資機関でもあり、さらに貯蓄米の詰め替えによる米価調整機能も有していたことが既に明らかにされている170。

そのほかに、江戸町会所は町奉行所とは独自に災害対処にあたっていたことが「弘化三年 出水御救一件」という町会所文書のなかの1冊から判明する¹⁸⁾。したがって、「町会所え引渡ス」とは町奉行所の助船が救助した町人地居住者は町会所に引渡されていたことを意味する。

この点は以下の史料からも確認できる。

< 史料1>7月9日 北年番方の日記から(「出水 一件」2、コマ9)

一、助舟に乗せて救った者(助舟江乗救候もの) 合計 123 人(惣高百廿三人)

右のうち身寄りがある者はそちらへ引渡し、身 寄りのない者は町会所に引き渡す

(右身寄有之もの者身寄へ引渡、身寄無之ものハ 町会所に引渡)

以上の趣旨の届書を提出する(右之趣御届書出ス)

このように、町奉行所が救済した被災者のうち、個別に避難先を見い出せない者の救援に関しては、町会所の担当となった。

一方、「馬喰町御用屋敷」とは、浅草橋門内のすぐ 西側にある郡代屋敷のことである。したがって、村 方の百姓で避難する者は郡代に引き渡されていたこ とが分かる ¹⁹⁾。なお、町奉行所の救助船のなかに百 姓身分の者が交じるのは、江戸の場末(境界)地域 からの避難者が多いためである。

この点は、被災者の側からいえば、被災者の身分振り分けが行なわれているということになる。この点は現代とは異なる日本近世的避難者像の特徴であろう。なお、町奉行所の助船が武士を救助することもあったであろうが、そのことが本稿で紹介している名簿に記録されることはありえなかったと思われ

る。身分が決定的に異なるからである²⁰⁾。非日常である災害救助の現場には、町人も百姓も武士もいる。したがって、身分の区別なく助船には乗せられる。しかし、安全が確保される場所に到着すると、日常の身分制が貫徹したということになろうか。

さらに、「廻り方にて引き渡す」という注記が3例 見られる。いずれも亀戸町と亀戸境町の者であり、 いずれも江戸町人地内に親類もしくは身寄りの者が いて、そちらに行くことを希望している旨の注記が ある。避難者の引き取り場所として「廻り方」が存 在した。「廻り方」という表現からは、本所・深川地 域担当与力・同心で構成される「本所見廻り」がま ず想起されるが、そのほかに警備担当役職である「定 廻り | には大火の際の出動も規定されている²¹⁾ ので こちらの可能性もある。しかし、引き取り先が明記 されていて「廻り方にて引き渡す」という注記がな い者の引き取り先は、いずれも隅田川西岸であり本 所見廻りの管轄地域ではない。したがって、町奉行 所年番という部局の担当で救助した避難者は、隅田 川西岸地域に関しては直接引き取らせ、本所・深川 地域に関しては本所見廻りを介して引き取らせたと いうことになろうか。江戸町奉行所の組織構造に従っ て避難者が送り出されているのである。

避難者名簿の情報要素から判明する点は以上である。さらに別の史料によって、町奉行所による救助の様子を見たい。

< 史料 2 > 7 月 9 日付け本所見廻加藤又左衛門 (与力) の上申書 (『変災』 $= 820^{22}$)

一、境にある渡し場、西葛西領、<u>亀戸あたり</u>は 一面浸水し、水が人家の床上まで上がり、<u>避</u> 難した百姓は(勘定奉行管轄の)郡代の所へ、 町方(の避難者)は(町奉行所の)年番方へ 助船に乗せていきました。

逆井渡場・西葛西領・亀戸辺一円押水にて人 家床上江上り、助船にて立退候百姓者郡代方、 町方者年番懸り江乗参候

亀戸あたりが床上浸水したため、亀戸天満宮付近の 村々の百姓のうち避難者は関東郡代のところまで助 船に乗せられてきた、亀戸町などの町奉行支配地住 民に関しては町奉行所の年番方のところまで乗せられてきたという。この記述は避難者名簿の作成者が北町奉行所年番方であること、および避難者名簿から判明した身分振り分けと合致する。なおこの上申書の別の箇条には「郡代方助船」とあるので、村方支配組織も町奉行所同様に助船を出していたことが知られる。こうしたことからもここで紹介している避難者名簿が全体のごく一部であることが分かる。

< 史料3>7月9日、本所見廻り加藤らの日記(「出水一件 | 114. コマ42)

一、南北町奉行所の両方の年番方の担当で、<u>亀戸</u>町ならびにその近辺の人家に水が入り、避難したいと願う者たちを、<u>救助船に乗せて一ツ目橋の所で人数を取り調べた</u>。そのうえで両国橋の東西の橋詰の広場の見世小屋に(避難者を)仮に置きたいということを、名主喜左衛門から支障がないか問い合わせて来たことについて、そのように同人が申し立てたので、差支えのないように取り計らえと申し渡した。

御双方年番方掛にて、亀戸町幷右近辺人家江水 押入立退度旨願候もの共、助船江乗セーツ目口 ニ而人数取調候上、両国東西助成地内見世小屋 江仮ニ差置度段、名主喜左衛門より差支有無尋 有之候ニ付、右之趣同人申立候間、差支無之様 取計可申旨申渡ス

南北両町奉行所の年番方の担当で、亀戸町とその近辺の避難者が助船に乗せられてきて、隅田川に近い竪川の西端にある一つ目橋付近で避難者の人数を取り調べたという。今検討している名簿はこのときに作成された可能性がある。その後、両国橋両岸の広小路にある見世小屋に仮に収容しようと、広小路の管理責任者である米沢町名主の小西喜左衛門が許可を求めてきたので、両国橋橋詰の番所に詰めていた与力らが了承したという内容である。

また、7月9日付けの年番方から出役与力への御用 状には、助船による救助者を町会所へ引き渡すまで両 国あたりの水茶屋へ入れ置き食事手当を取り計らえ、 とある(「大川通出水一件」2,34)。両国橋広小路は当 時繁華な広場であり、水茶屋(葦簀張りでお茶や簡単 な料理を提供する店)がひしめいていた。そのような 施設が仮の避難所に使用されたことが分かる。

4. 避難者の分析

ようやく避難者の分析に入る。表3と表4をご覧いただきたい。二つの表の合計人数は273人である。町奉行所の助船で救助された総人数は684人というから²³⁾、全体の三分の一強の名簿が現存することになる。全体の傾向を推測するには十分な材料であろう。

まず、地域別に見てみる。亀戸町が表3と表4を合わせると合計94人で避難者の約半数を占める。その近くのさらに場末の亀戸境町も21名と多めである。この2箇所は6月晦日時点では床上浸水していないが、7月9日には床上5,6寸の浸水を見た。このために多くの避難者を出しているのであろう。

深川猿江裏町も、6月晦日に1,2寸の床上浸水、7月9日に4,5寸から1尺2,3寸の床上浸水であったので、判明する限りでは最も浸水が深い所である。そのためか28人という比較的多い避難者がいる。

そのほかに多いのが本所吉岡町弐丁目、本所吉田町壱丁目である。この二ケ町はほぼおなじ場所にあり合計で78名である。こちらは、6月晦日、7月9日ともに床下浸水にとどまり、被災状況はさほど深刻ではなかったようにも思える。多数の避難者がいる理由を別に考える必要がある。

つぎに、タイプ別に見る。表3では母子が38組110人と避難者の過半を占める。実例としては、記載例がこれにあたる。次いで父母子という両親と子供の組み合わせが6組28人いる。合計で138人になり、避難者の8割近くを占める。

表4では母子が18組53人、父母子が14組37人であり、この二つのタイプで避難者の9割近くを占める。ただし表2は年齢が不明のため、ここでの「子」には成人も含まれる。しかし、表1では成人家族は2組6人しかいないので、表1と同様に表2でも厳密な意味での父母子と母子だけでも8割を占めるとみて差支えないであろう。父子は1組2人しか見られない。子供を連れて避難する父親は珍しいということなるが、それでは父親は何をしていたのかについては後述する。成人男性の避難者自体が極め

て少数である。

なお、子供だけの避難者は皆無である。この災害 の場合は、江戸の災害のなかでは大規模なものでは なかったため、死者がほとんど出ず、遺児が大量発 生していなかったからであろう。

細かなデータも提示すべきかもしれないが、最も目に付くのは、記載例で呈示したような母親と幼児という組み合わせである。子供が避難するのでその保護者として母親が避難者のなかに多くいるという印象である。そのほかに、盲人が2人、病人が2人見られる。災害弱者が救助されているといえる。

この1846年水害に見る避難者の特徴は、1節でみた1742年、1786年の水害における救助人数の集計表(表1,2)と合致しない。18世紀の二つの水害では男性、とくに1786年に関しては成人男性も多数避難していた。この違いの理由は以下の二つの点が考えられる。①1742、1786年水害の場合は浸水が非常に高かったため、成人男性も多数避難せざるをえなかった。②19世紀になると災害のなかで子供や女性といった災害弱者に注意がより払われるようになった。ここでは両方とも理由として妥当性があるとしておく

さらに、災害弱者というと高齢者も想定されるが、表1に見られるとおり、60歳以上の高齢者は10人しか救助されていない。もう少しいてもよいようにも思われるが、これは恐らくあらかじめ避難していたからではないか。

〈史料4>7月1日付け本所見廻り加藤又左衛門・中村八郎右衛門の上申書(「出水一件」106、コマ39) 一、権現堂堤が決壊した様子を聞き、本所の町々の人たちが避難したという風聞があったことについて調査しましたところ、南本所出村町で家数七軒、本所新町で四軒、この人数合わせて三十人ほどが逃げ去り、そのほか<u>亀戸町あたりでは老人や足の弱い者を非難させたということです</u>。ほかの町々では騒ぎにはなりましたが避難した様子はありません。

権現堂堤切候様子承り、本所内町々之者共立退 候風聞有之候ニ付、相糺候処、南本所出村町ニ 而家数七軒、本所新町ニ而四軒、此人数三十人 程逃去、其外亀戸町辺ニ者老人·足弱之者為立 退候趣、外町々者騒立候へ共立退候様子者無御 座條

避難者名簿の避難の10日ほど前に、埼玉県東部にある利根川上流部の権現堂堤(現埼玉県幸手市)が決壊したという風聞がすでに伝わっていた。そこで、町奉行所の与力が調査したところ、二つの町²⁴⁾で約30人が避難したという。このうちの一つ「南本所出村町」は表1にも見える。そのほかに、亀戸町あたりには高齢者や歩行能力が劣っている人が避難しているという。亀戸町はこの避難者名簿のなかでは最も避難者が多い町であった。まず、洪水になる前の避難者がおり、洪水後に取り残された災害弱者が救助されたということであろう。この表に出ているのは避難者の第二グループということになろうか。

なお、この史料4に出てくる権現堂堤決壊情報は 誤報である。ここに記されている避難騒ぎを受けて、 両国橋の水防役²⁵⁾ は郡代屋敷に問い合わせている。 郡代屋敷は堤防決壊の注進はないと回答し、その情 報は両国橋西詰にある与力・同心の詰所(橋番所) に伝達されている(6 月晦日、「出水一件」114 コマ 22)。

一方、利根川筋本川俣村堤60間(現埼玉県羽生市)が決壊したので6日ないし7日のうちには本所が洪水になるであろうとの予想が、本川俣村へ派遣されていた御普請役²⁶⁾ 見習菊名仙之丞が江戸に戻ってきて本所道役²⁷⁾ 清水八郎兵衛に話している。このことが、本所道役の上司である本所担当与力から町奉行所へ報告されている(7月1日、「出水一件」106コマ37)。

このように江戸町奉行所ではいくつかのルートを 通じて状況を正確に把握していることが分かる。し かし、少なくともこの水害に関しては、現代日本の ような公的な組織が出す避難勧告のようなものは関 連史料には見当たらない。避難はそれぞれの判断に 委ねられていたのであろう。

< 史料 5 > 7 月 1 日付け亀戸町名主次郎兵衛よりの 上申書(「出水一件」111 コマ 31)

浸水地域のなかで、だんだん避難する者がいる

ということなので、私が名主として管轄する数か町を調べたところ、避難した者はいないけれども、(洪水になることを) 危ぶんで、<u>老人・子供など歩行の困難な者は親類に差し遣わしているということです。</u>

出水場所之内中々者追々立退候者有之候趣二付、 私支配相調候処、右躰立退候もの者無之候得共、 危踏候而<u>老人・子供・足弱之ものハ親類共方江</u> 差遣候趣二御座候

この史料は、亀戸町名主から町奉行所役人への報告 書の一部である。当事者からの報告として貴重であ る。先の史料3と同様の内容であり、この報告書を 踏まえて史料3が書かれ、町奉行に報告されたこと が分かる。ここではとくに「子供」という表現も加 わっている。

史料4と5からは、老人や子供などの災害弱者のなかには、予め親類などの家に浸水する前に避難していた例が少なからずあったことがわかる。前節で、救助された者のうち、親類や身寄りがない者129人と圧倒的な割合を占めていることを示したことも合わせて考えると、前もって避難する必要がある人間のうち、避難先を確保できる人びとは事前に避難していたであろうと推測できる。

したがって、避難先を確保できる人的ネットワークをもたない人びとは、そのまま浸水を迎えたこととなる。このようにして、表3と表4に示されていたように、非常に多くの幼児を始めとする15歳未満の子供たちが母親とともに浸水地域に取り残されていたということになるのであろう。

もっとも、この避難先をみずから確保できない人びとの内側でのつながりをこの避難者名簿から窺うことはできる。先の記載例は、二組ともに「喜兵衛店」とあり喜兵衛という家持町人が経営する土地に居住していたことが分かる。このあとに続く避難者も四組13人がおなじ喜兵衛の店借人である。さらにそのあとの記載は「常七店」の六組11人である。大家を共有する家族は同一の長屋もしくは同じ路地を共有する人びとであろうことが想定される。その子供たちは記載例のひさの娘よしとはるの忰安五郎がおなじ八才であることに代表されるように同年齢や

近い年齢であり、子も親もともに共同井戸のある路地空間のなかで濃密な人間関係を形成していたことが容易に想像される。おなじ町からまとまった人数が救助されるということは、こうした日常的な人間関係が前提となっている可能性もあることも考慮に入れておいてよい。床上浸水に至らなくても避難者が多い町があるのは日常的な地縁的人間関係が前提になっているのかもしれない。

以上の表 3,4の分析から逆に浮かびあがってくるのは、成人男性はほとんど避難しないのではないか、ということである。この水害の史料ではないが、1786 年水害のつぎの史料が参考になる。

< 史料 6 > 天明 6 年 7 月 20 日 与力による被災地 状況報告書(「出水一件」34、コマ 18)

一、北本所柳島新田百姓の家族は避難しているが、その家長だけは梁に竹を渡して床をつくって寝起きし、屋根から出入りして救援の握飯や水を貰っている。避難を希望していない。 北本所柳島新田百姓家内之者者立退、其家之主計梁江竹二而床ヲ張罷在、屋根より出入いたし御救頂戴仕、立退者相願不申候。

これは百姓身分の例ではあるが、場所は江戸の場末 町に隣接している。この箇条はほかの江戸の周縁地 域の町々の状況報告九か条のなかの一条である。い ずれの場所も避難を希望していないと記す。それは 引用部分に見られるように、家族は既に避難してい て戸主だけが自分の住居の屋根裏に残っているから である。

一方で、1742年水害の浸水地域では盗難が多発していた²⁸⁾。

成人男性は、屋根上で生活しながら、生業用具や家財道具を守り、水が引くのを待っているのであろう。洪水だけでなく水害もある程度受け入れているということもできようか。そうした水害への態度を支えているのが幕府や豪商などが行なう助舟による食料と水の組織的で大規模な支給であった。この水害の場合は、町奉行所は、7月9日から17日までの9日間でのべ48,375人に握飯を支給している29。

そのような状況は1947年に東京に大きな被害を与

えたカスリーン台風のときにも現出している³⁰。大水害のときの避難のあり方という点では、70年前は 江戸時代と変わらないという見方もできそうである。

あわりに

これまでの検討をまとめると以下のようになる。 江戸時代の水害避難の特徴としては、

- ①公的組織からの避難勧告、避難指示はない。自主 的な判断で避難した。
- ②避難先が確保できる者は風聞に基づいて洪水になる前に避難した。
- ③女性と子供などの災害弱者は避難したが、成人男性は災害現場に残った。
- ④そのような避難のあり方を支えているのが、公的 な救助船による食糧と水の組織的な配布であった。 江戸時代のなかでの変化としては、
- ⑤子供への関心が 18 世紀後半から 19 世紀にかけて 高まったと推定される。

さて、その後、両国橋広小路の床店や茶屋に仮に 収容された避難者たちは、そのあと馬喰町郷宿に身 を寄せることとなった。7月7日に、勘定所の町会所 担当役人は代官築山茂左衛門に対して、町々から助 け出した者は、まず少人数のうちは郷宿に収容し、 多人数になった場合は御救小屋を建設する方針を伝 達し、了承されている³¹⁾。その後、避難者たちが郷 宿に移動したのがいつなのかは明らかにならないが、 7月14日には郷宿収容者が稼ぎに出ることの可否を 郷宿が町会所に問い合わせているので、その日以前 には移動したものと思われる。その人数は669人で ある³²⁾ から、助船による救助者684人のうちほとん どが郷宿に収容されたことになる。

こうして、私たちは冒頭に紹介した郷宿で出産したでつにたどり着くことができた。てつは、本文で紹介したほかの多くの母子たちにまじって、浸水地域から救出され、郷宿に収容されたのであろう。

ちなみにてつの居住地深川北松代町裏町は、路上は5,6寸から1尺2,3寸の浸水であり、床下で4,5寸から8,9寸の浸水であった(『変災』2、854頁)。 床上浸水でなくても郷宿に避難したことになる。「足弱の者」には高齢者や子供だけでなく、臨月の妊婦 も当然含まれていた。こうして、災害のなかでも新 しい命が誕生した。

引用文献

- 1) 江守正多『異常気象と人類の選択』(角川 SSC 新書、 2013年)、鬼頭昭雄『異常気象と地球温暖化』(岩波新 書、2015年)。
- 2) 高橋裕『川と国土の危機―水害と社会』(岩波新書、2012年)。
- 3) 本節の記述はとくに注記がない場合には、拙稿「災害 対応と文書行政―江戸における二つの大水害から―」 (『歴史評論』760、2013 年) による。
- 4) 葛飾区郷土と天文の博物館編『諸国洪水・川々満水― カスリーン台風の教訓』(2007年)。
- 5) 高山慶子「江戸深川猟師町の形成と深川地域の開発」 (『年報都市史研究』21、2014年)。
- 6) 町奉行が管轄する救助船には、①町奉行が徴発する深 川漁師町のような町人の役負担(労役)としての船、 ②町奉行が有償で徴発する船、の2種類があった。
- 7) 江戸時代では15才から60才までが労役負担の対象となる。そのため本稿では、15才未満を子供、61才以上を高齢者とした。
- 8) 倉地克直『日本の歴史 11 徳川社会のゆらぎ』(小学 館、2008 年)。
- 9) 以上は『東京市史稿 変災篇』2(東京市役所、1915年)による。なお、『武江年表』には、浸水深さが軒に届くとし、死者も少なからずあったような記述があるが、一次史料である江戸町奉行所や町会所の記録を見てもそのようなことはなく、また『東京市史稿』に掲載されているほかの二次史料にも そのような記述はないので、『武江年表』の記述には一部誤認があるのかもしれない。
- 10) 東京都所有、国立国会図書館永久寄託。江戸町奉行所の文書を主とする。
- 11) この3冊の帳簿の現在の外表紙は江戸時代のものではなく、近代のものと見受けられる。2冊目と3冊目の少なくとも3か所で天地(上端と下端)の文字が切れており、現在の外表紙を付けた際に天地が裁断されたと思われる。その際に表1に見られる小口の文字が書かれたと見られる。この文字は外表紙の題と表現が一致し筆跡も似ていることも以上の推測を支持する。とすれば、幕末には3冊以上の点数の関連文書が近代に合綴された可能性も否定できないことになる。
- 12) 『江戸町鑑集成』3 (東京堂出版、1989年) 172, 249 頁。 『町鑑』とは、江戸町人地の行政要覧のようなもので、 町奉行所のスタッフと組織、名主とそれが管轄する町 名の一覧、町火消の組織などが木版で印刷されている

出版物である。

- 13) 国立国会図書館デジタルコレクションでの史料名と各画像ファイルでのコマ番号をこのように表記する。
- 14) 和紙の長辺を下にして横に半分に折った紙の折り目を下にして複数枚積み重ね右端を綴じた帳面。見た目が横に長いので横長帳とよばれる。なお、この横長帳の現状の観察結果は以下のとおりである。麻紐でゆるく綴じられており、料紙(使用されている紙)が不揃いである。字体に注目すれば、料紙ごとに、あるいは集計単位の複数葉ごとに、字体が異なる。以上の特徴から、数人が別々に書いたものをあとから綴じた、というこの帳簿の成立過程が想定される。異なる災害現場と日時で担当の与力・同心がそれぞれに書いたもの、つまり一次史料なのではないかと憶測する。
- 15) 横長帳の場合、なかに使われている紙の裏表を1丁という。現代風にいえば2頁分に当たる。したがって、「21丁目表」とは41頁の位置に該当する。
- 16) 家主とは家守ともいい、不在地主に代わって不動産を管理する人のことであるが、それだけにとどまらず、その敷地内に居住する住民に関する行政の末端機能も担い、さらに地縁団体である個々の町(ちょう)の運営にも参加した。
- 17) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』(東京大学出版会、 1991年)、安藤優一郎『寛政改革の都市政策―江戸の米 価安定と飯米確保―』(校倉書房、2000年)。
- 18) 「旧幕府引継書」802-18。
- 19) 郡代とは村方(制度的な農村部)を支配する行政長官 のことである。この場合は勘定奉行(幕府領の支配担 当)と兼任になっている関東郡代をさす。
- 20) もっとも、身分的周縁などの研究動向を参照すれば、 もしも救助者名簿に身分による書き分けがあったとす れば、江戸町奉行所の与力や同心が記帳すべきかどう か判断に迷う者もいた可能性がおおいにある。
- 21) 南和男『江戸の社会構造』(塙書房、1969年)。
- 22)『東京市史稿 変災篇』二 (東京市、1915年) の頁数を 以下このように表記する。
- 23)「出水御救一件」五十五「水難窮民御救惣入用内訳書」コマ 167-170。
- 24) 町とは街路を共有する小さな地縁団体のことである。 町と読む場合は町人地全体を意味する。例えば「町奉 行」のように。
- 25) 隅田川が増水した場合に、橋を防衛する責任者。江戸時代の橋は木造のため橋脚が多く、増水時には流下してきた材木・船・樹木などが橋脚に掛り、水圧が増すことによって崩壊する危険性があったので、それを取り除く作業が必要であった。「両国橋の防災・管理システム」の「三つの局面」と把握されているもののうちの一つ(吉田伸之『身分的周縁と社会=文化構造』部落問題研究所、2003年)。

- 26) 関東幕領の行政長官である郡代の部下の一種。武士身分の役人である。
- 27) 本所・深川地域の道路・水路・橋の管理を担当する町 人身分の役人。詳しくは、拙稿「水害記録と対策マニュ アルの形成」(『国文学研究資料館紀要―アーカイブズ 篇』9.2013 年)を参照。
- 28) 『江戸町触集成』5(塙書房、1996年)6631。
- 29)「出水御救一件」五十五「水難窮民御救惣入用内訳書」。
- 30) 稲泉連『ドキュメント豪雨災害』(岩波新書、2014年)
- 31) 国立国会図書館 請求記号 802-16 旧幕府引継書「出水御救一件」(江戸町会所の弘化三年水害記録)のなかの十「一助船え乗参り候もの郷宿え差置候儀ニ付、掛御勘定方より築山茂左衛門え文通往返」。郷宿を避難所とするにあたり代官の了承が必要であるのは、郷宿の一部が関東郡代と密接な関係をもっているからであろう。
- 32) 注28とおなじ。